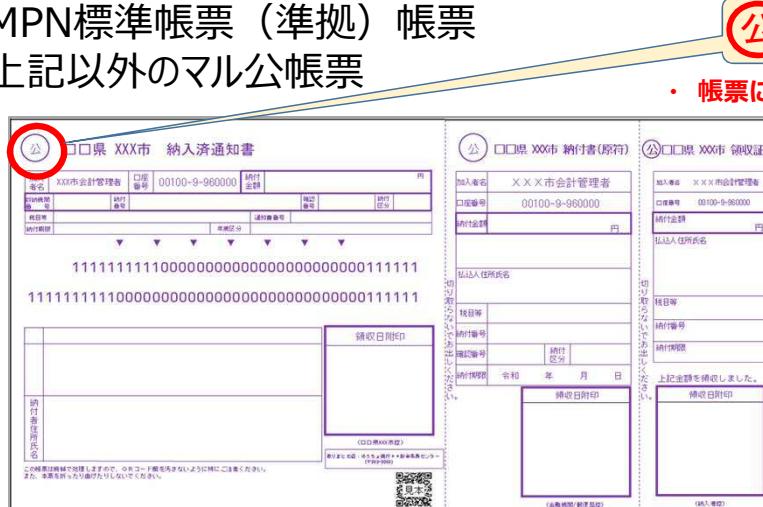


# 地方税統一QRコード納付書の作成基準

2022年3月31日  
地方税共同機構  
株式会社ゆうちょ銀行

# 地方税統一QRコード納付書の作成基準

現在の納付書様式	納付書の種類	QR対応を行う場合の様式作成基準
カク公	<ul style="list-style-type: none"> <li>MPN標準帳票</li> <li>カク公（MT・DT・一般）帳票</li> </ul> <p style="text-align: right;">● 帳票に「□に公」の表示</p> 	<p><b>別紙 1</b>  <b>「QR様式（カク公）作成基準」に基づき、作成をお願いします。</b></p>
マル公	<ul style="list-style-type: none"> <li>MPN標準帳票（準拠）帳票</li> <li>上記以外のマル公帳票</li> </ul> <p style="text-align: right;">● 帐票に「○に公」の表示</p> 	<p><b>別紙 2</b>  <b>「QR様式（マル公）作成基準」に基づき、作成をお願いします。</b></p>
地方団体独自帳票	<ul style="list-style-type: none"> <li>マル公・カク公以外の帳票</li> </ul>	

# 【別紙1】QR様式（カク公）作成基準①

- ① 納入済通知書表面（払込取扱票部）に「eLマーク」が印字されていること（推奨）
- ② 納入済通知書表面（払込取扱票部）の右下部「縦20mm×横35mm」のスペース内に、地方税統一QRコードが印字されていること※ QRコードの周囲に、可能な限り余白を設けたうえで、「eL-QR」の表示を推奨
- ③ 納入済通知書表面に「eL番号（案件特定キー等）」が印字されていること（必須。ただし原符および領収書への記載は推奨）
- ④ 上記以外の点については、従前の基準どおりに作成されていること（ただし、3票の構成を満たしていること（※））  
※ QR様式（カク公）は、ゆうちょ銀行（郵便局含む。以下同様）以外の全国の金融機関窓口での受付を新たに可能とすることから、3票式とする  
ただし、現在使用している2票式のカク公帳票を継続使用する（QRコードを付与しない）ことも可能（ゆうちょ銀行の窓口、ATMは従前どおり利用可能）  
※ ゆうちょ銀行においては、カク公帳票にQRコードが印字された場合であっても、地方団体との契約に基づき、従前どおりカク公処理を行う（QR処理は行わない）  
この場合、ゆうちょ銀行においては、「振替払込請求書兼受領証（金融機関専用）」部（2票目）を領収証書として取り扱う（3票目は処理を行わずに納税者に返却する）  
(ゆうちょ銀行以外の金融機関においては、カク公帳票にQRコードが印字された場合は、QRコードにより処理を行う)

注 当該納付書がコンビニ収納用バーコード付納付書である場合は、『GS1-128シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン』も参照すること

例：MPN標準帳票 ※ MPN 標準帳票の作成基準につき、日本マルチペイメントネットワーク運営機構と調整済みです。



# 【別紙1】QR様式（カク公）作成基準②

## 例：MT帳票

 <span style="margin-left: 10px;">(1)</span>	 <span style="margin-left: 10px;">(2)</span>
 <span style="margin-left: 10px;">(3)</span>	
<p><b>右側破線部 から35mm</b></p>  <span style="margin-left: 10px;">(2)</span>	
<p><b>帳票下端 から20mm</b></p>	

## 例：DT帳票

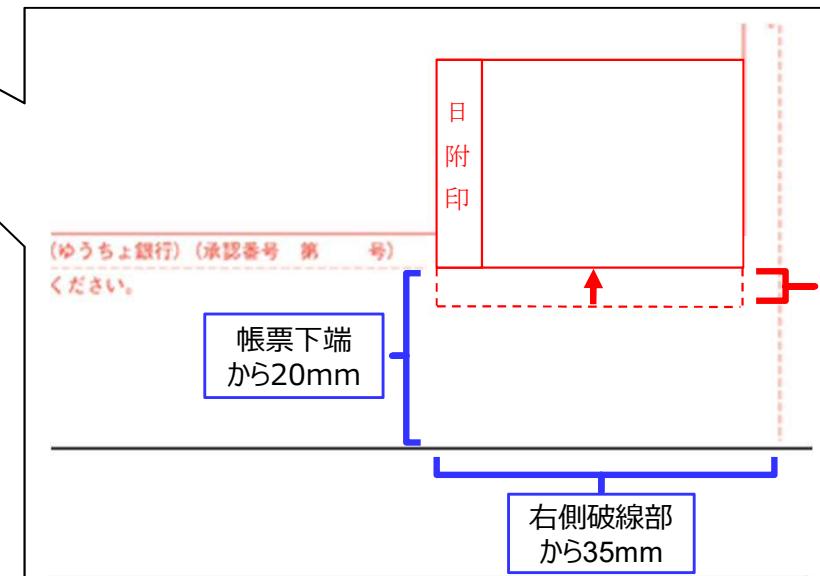
 <span style="margin-left: 10px;">(1)</span>	 <span style="margin-left: 10px;">(2)</span>
 <span style="margin-left: 10px;">(3)</span>	
<p><b>右側破線部 から35mm</b></p>  <span style="margin-left: 10px;">(2)</span>	
<p><b>帳票下端 から20mm</b></p>	

# 【別紙1】QR様式（力ク公）作成基準③

## 例：一般帳票

07	払込取扱票(振込通知書) 公		eL	払込料金 加入者負担												
日	月	年	記号番号	金額												
0	0	1	9	0	4	9	6	9	9	0	1	2	3	5	7	8
振替払込請求書兼受領証(振込金(兼手数料)受取書)																
口座記号番号 001904969901																
支店名 株式会社ゆうちょ銀行 公金用																
送達先 株式会社A B C 銀行 大手町 支店																
ご依頼人 eL番号:12345-1234567890 1234567890-123456-123																
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号 第一 号) これより下部には何も記入しないでください。																
この受領証は、大切に保管してください。																
日付印																
 <span>QRコード見本</span>																
この部分は、郵便局では使用しません。																

納税通知書兼領収証書											
001904969901											
支店名 株式会社ゆうちょ銀行 公金用											
送達先 株式会社A B C 銀行 大手町 支店											
おとこら・おなまえ eL番号:12345-1234567890 1234567890-123456-123											
100-8793 東京都千代田区大手町2-3-1 送金 太郎											
この部分は、郵便局では使用しません。											

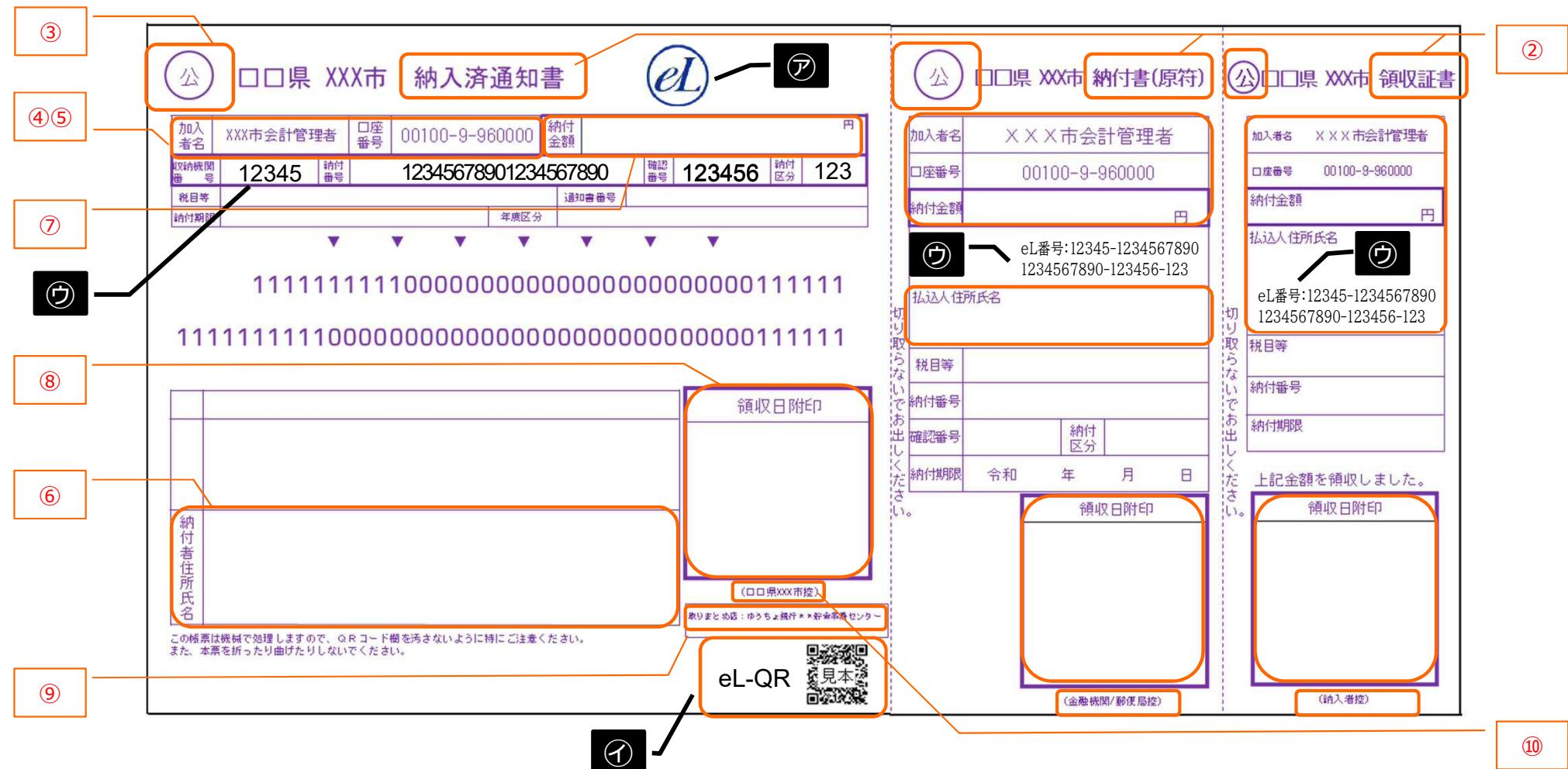


日付印枠の下端を  
4mm上部に移動

## 【別紙2】QR様式（マル公）作成基準①

- MPN標準帳票準拠帳票、既存のマル公帳票、地方団体独自帳票については、別表の基準を満たしていること

### 例：MPN標準帳票準拠帳票（公金QR様式）



## 【別紙2】QR様式（マル公）作成基準② 別表

項目番号	項目	QR様式（マル公）の作成基準	(参考) QR様式以外のマル公様式の作成基準
①	QRコード等	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ 納入済通知書表面に「eLマーク」の記載を推奨 ※ 刷色・文字フォントは任意</li> <li>① 納入済通知書表面に、地方税統一QRコードが印字されていること ※ QRコードの印字位置は、カク公と同様の印字位置を推奨</li> <li>※ 「eL-QR」の表示を推奨（刷色・文字フォントは任意）</li> <li>⑦ 紳入済通知書表面に「eL番号（案件特定キー等）」が印字されていること ※ 刷色・文字フォントは任意</li> </ul>	-
②	納付書の構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3票式であること</li> <li>・「済通」、「原符」、「領収証書」の構成であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3票式であること</li> <li>・「済通」、「原符」、「領収証書」の構成であること</li> </ul>
③	マル公の表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各表題部の先頭または後方に表示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各表題部の先頭または後方に表示</li> </ul>
④	加入者名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各票上部に、口座番号・加入者名欄を隣接して設欄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「○○市会計管理者」のように、口座名称を表示</li> </ul>
⑤	口座番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存納付書において欄がない場合は、設欄不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各票上部に、口座番号欄・加入者名欄を隣接して設欄</li> </ul>
⑥	払込人 住所氏名欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・払込人住所氏名欄を設欄 (住所非表示の場合、氏名のみで可)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・払込人住所氏名欄を設欄 (住所非表示の場合、氏名のみで可)</li> </ul>
⑦	金額欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各票の右上部等、分かりやすい位置に設欄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各票の右上部等、分かりやすい位置に設欄</li> </ul>
⑧	日附印欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各票下部に設欄（縦横30mm以上を推奨）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各票下部に設欄（縦横30mm以上を推奨）</li> </ul>
⑨	公金取りまとめ店欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター」と表示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ゆうちょ銀行 大阪貯金事務センター」のように、自治体の所在する地域を受け持つ貯金事務センター名を表示</li> </ul>
⑩	保管場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各票の下部欄外に、各票の保管場所を「納入者保管」「金融機関（郵便局）保管」「市町村保管」のように表示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各票の下部欄外に、各票の保管場所を「納入者保管」「金融機関（郵便局）保管」「市町村保管」のように表示</li> </ul>
⑪	納付場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「全国の地方税統一QRコード対応金融機関」等 (審査時はネガティブチェックのみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税通知書に、払込み等が可能な取扱店の範囲を、「近畿2府4県のゆうちょ銀行または郵便局」のように表示</li> </ul>
⑫	その他※ (準拠帳票を想定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペイジーマークは表示不可</li> <li>・払込ID番号および番号枠は表示不可（カク公用表示のため）</li> <li>・「通常払込料金加入者負担」の文言は表示不可（カク公用表示のため）</li> <li>・刷色は他の払込書との差別化を図るため、「赤」「青」および「黒」以外の色（一見してMPN払込書と誤認しない色）とすること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペイジーマークは表示不可</li> <li>・払込ID番号および番号枠は表示不可（カク公用表示のため）</li> <li>・「通常払込料金加入者負担」の文言は表示不可（カク公用表示のため）</li> <li>・刷色は他の払込書との差別化を図るため、「赤」「青」および「黒」以外の色（一見してMPN払込書と誤認しない色）とすること</li> <li>・納入済通知書下部（クリアゾーン）に「ATM読み取り不可」等の注意文言を表示</li> </ul>

※ ⑫準拠帳票での表示不可事項は、日本マルチペイメントネットワーク運営機構と調整済みです。

注 当該納付書がコンビニ収納用バーコード付納付書である場合には、『GS1-128シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン』も参照すること

# お問い合わせ先

納付書の作成基準等に関する疑問点等は、Q&Aをご参照ください

Q&Aをご確認いただいても解決しない場合は、下表のお問い合わせ先にご連絡ください

お問い合わせ内容	お問い合わせ先
納付書作成基準の内、 ①「eLマーク」、②「eL番号（案件特定キー等）」、 ③「eL-QR」の表示、④「地方税統一QRコードの規格」 に関するお問い合わせ	地方税共同機構にお問合せください
納付書作成基準の内、 「MPN標準帳票」、「MPN標準帳票準拠帳票」 に関するお問い合わせ	日本マルチペイメントネットワーク運営機構にお問合せください
納付書作成基準の内、 「GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン」 に関するお問い合わせ	『GS1-128シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン』に 関しては、次のURLをご参照ください <a href="https://www.gs1jp.org/standard/barcode/gs1-128/payment_service.html">https://www.gs1jp.org/standard/barcode/gs1-128/payment_service.html</a>  お問い合わせにつきましては、契約先(または契約予定の)収 納代行事業者、収納代行事業者を介さずにコンビニエンスス トアチェーンと直接契約(または契約予定)の場合はコンビニエ ンスストアチェーンまでお願いいたします
上記以外の納付書の作成基準に関するお問い合わせ	ゆうちょ銀行貯金事務センターにお問合せください
その他、地方税統一QRコードの制度面等に関する全般の お問い合わせ	地方税共同機構にお問合せください

## 地方税統一QRコード納付書の作成基準に関するQ&A

No	納付書種別	項目	ご質問事項	回答	備考
1	カク公 マル公	「eLマーク」 の表示	「納入済通知書表面に『eLマーク』の記載を推奨（刷色・文字フォントは任意）」とのことです が、「eLマーク」の大きさに決まりはありますか。 また、印刷する場所に指定はありますか。	「eLマーク」の印刷サイズに制約はありませんので、納税者が識別可能な範囲で表示してください。 なお、識別の容易さの観点から、カク公やマル公のマークのサイズを参考にしていただくことが望ましいと考えます。 表示する場所は、済通片のタイトル部分としています。また、印刷の際に、各帳票において定められる余白を確保するよう に、ご留意ください。	
2	カク公	QRコードの 印字	カク公帳票について、「納入済通知書表面（払込取扱票部）の右下部「縦20mm×横35mm」のスペース内に、地方税統一QRコードが印字されていること（QRコードの周間に可能な限り 余白を設けたうえで、「eL-QR」の表示を推奨）」とのことですが、QRコードのマージニアも含めて印字する必要がありますか。それとも、QRコードが該当基準の範囲内に印字されなければ、問題ないですか。	QRコードのマージニアは、確保いただく必要があります。 なお、QRコードのマージニアとは、QRコードの周囲にQRコードの4セル分の余白を確保することをいいます。1セルのサイズ は、QRコード作成の際の設定により異なります。	
3	カク公	QRコードの 印字	カク公帳票のQRコードの印字位置について、指定のエリア内であれば、右下でも左上でもどこでも よいですか。	指定のエリア内であれば、印字位置に制限はございません。 ただし、右下端部は欠け等の恐れがあることから、左上部等を推奨します。	
4	カク公	「eL-QR」の 表示	カク公帳票について、「QRコードの周間に可能な限り余白を設けたうえで、「eL-QR」の表示を推 奨」とのことですが、「eL-QR」も右下部「縦20mm×横35mm」のスペース内に表示する必要が ありますか。	ご認識のとおりです。 なお、「eL-QR」表示とQRコードとの間にも、QRコードのマージニアを設ける必要があることにご注意ください。	
5	カク公 (マル公)	「eL番号」 の表示	カク公帳票について、「納入済通知書表面に『eL番号（案件特定キー等）』が印字されている こと（必須。ただし原符および領収書への記載は推奨）」とのことですが、MPN標準帳票であ れば納入済通知書への「eL番号」の表示は不要ですか。	「MPN標準帳票」および「MPN準拠帳票」の済通片においては、eL番号に相当する情報をMPNの納付番号欄等へ記載 することから、「eL番号」の記載は不要です。  なお、MPN標準帳票、MPN準拠帳票上の納付番号等の各項目は、以下のとおり共通納税の案件特定キー等の各項目に に対応しますが、納付書上の名称については、MPN標準帳票は納付番号等の名称のまま使用するものとされておりま す。MPN準拠帳票は納付番号等の名称をそのまま使用することが可能（変更可）とされています。  【MPN標準帳票上の名称】 ⇔ 【共通納税用の項目】 ①【収納機関番号】 ⇔ 【共通納税機関コード】（5桁） ②【納付番号】 ⇔ 【案件特定キー】（20桁以内） ③【確認番号】 ⇔ 【確認番号】（6桁以内） ④【納付区分】 ⇔ 【税目・料金区分】（3桁）	
6	カク公 マル公	「eL番号」 の表示	「eL番号」は、具体的にどのような番号を記載すればよいですか。	「eL番号」は、以下の番号です。 ①共通納税機関コード（収納機関番号）（5桁） ②案件特定キ-（納付番号）（20桁以内） ③確認番号（6桁以内） ④税目・料金区分（納付区分）（3桁）  ※詳細は、地方税共同機構が地方団体へ提供する仕様書等をご確認ください。	
7	カク公 マル公	「eL番号」 の表示	「MPN標準帳票」または「MPN準拠帳票」以外の納付書の場合、「eL番号」は納入済通知書 表面のどこに表示してもよいですか。	カク公の場合は、定められたクリアゾーン以外に表示をしてください。 マル公の場合は、表示場所に定めはございません。	
8	カク公	作成基準	カク公帳票について、「④上記以外の点については、従前の基準どおりに作成されていること（た だし、3票の構成を満たしていること（※））」とのことですが、従来どおりの作成基準とはどのよ うな基準ですか。	「従来どおりの作成基準」とは、貯金事務センターからお配りしている、帳票の作成基準を指します。なお、様式審査が必 要となる申請をいただいた場合は、ゆうちょ銀行から作成基準および版下データを送付しますので、版下データに基づき作 成してください。	
9	カク公	3票式の構 成	現在、2票式のカク公を利用しているが、なぜ3票式への変更が必要となるのですか。 様式を変更した場合、ゆうちょ銀行での取扱方法に変更はありますか。	ゆうちょ銀行での取り扱いに変更はありません。 カク公は、郵便振替の用紙であるため、もともと2票式の帳票として規格・サイズをゆうちょ銀行が定めており、ゆうちょ銀行・ 郵便局窓口・ATMで機械処理を行っていることから、2票のうち払込取扱票部（納入済通知書の部分）をゆうちょ銀行 控・払込金受領証（原符の部分）に領収印を印字のうえ、お客様までして納税者に返却しております。 ※カク公帳票の「原符兼払込金受領証」部分の右側には、「郵便局でお支払いの場合は、左側2枚のみをお出し下さい」と注意書きを印字しておりますので、納税者が領収証書部を提出された場合は特段の処理を行わずに返却しております。  一方、MPN様式のようにゆうちょ銀行以外の金融機関窓口でも受け付けが可能なカク公帳票は、現在でも3票式で作成 されております。そのため、ゆうちょ銀行とゆうちょ銀行以外の金融機関では「領収書」に該当する部分が異なっております。  上記の点を踏まえ、公金QR様式（カク公）は、ゆうちょ銀行では2票式で受け付け可能ではあるものの、全国の金融機 関窓口で受け付け可能とすることを考慮すると、3票式とした方が望ましいと考え、基準を策定しております。	
10	カク公 マル公	3票式の構 成	軽自動車税等で「3票式 + 納税証明書」を使用する場合、様式審査の対象は「3票」部分のみ との理解でよいですか。	ご認識のとおり、審査は3票（済通、原符、領収証書）に対して実施します。 なお、様式見本品をご提出いただく場合は、納税証明書の添付をお願いいたします。	
11	マル公	圧着式納付 書	圧着式（メールシーラ型）の納付書の場合についても、マル公QR様式の基準に沿って作成され ばよいですか。 版下データやサンプルがあれば、提示いただきたいです。	ご認識のとおり、圧着式（メールシーラ型）の納付書の場合、マル公QR様式の基準で作成をお願いします。 既存のマル公帳票は、多種多様な様式があり、すべてのサンプルをお示しすることは難しかため、様式基準の記載例を参 考に、マル公QR様式の作成基準に則り作成をお願いします。	
12	カク公 マル公	バーコード付 き納付書	当該納付書がコンビニ納用バーコード付納付書である場合には、「GS1-128 シンボルによる 標準料金代理納収ガイドライン」を参照することとのことだが、当該ガイドラインの詳細が確認した いです。	「GS1-128シンボルによる標準料金代理納収ガイドライン」は、次のURLをご参照ください。 <a href="https://www.gs1jp.org/standard/barcode/gs1-128/payment_service.html">https://www.gs1jp.org/standard/barcode/gs1-128/payment_service.html</a>	
13	カク公	日附印欄の 変更	カク公帳票の内、一般帳票について、 ①「日付印枠の下端を4mm上部に移動」とあるが、これは必須ですか。 ②MPN標準帳票・MT帳票・DT帳票は、日付印欄を変更する必要はないという認識でよいですか。 ③QRコードに対応しない一般帳票の場合、払込取扱票の「日付印枠の下端を4mm上部に移 動」する変更も、実施する必要はないという理解でよいですか。 ④「日付印枠の下端を4mm上部に移動」とありますが、その分上端に4mm移動させて也要いで すか。	①QRコードを日附印の枠にからないように印刷することができるれば、修正いただく必要はありません。QRコードが日 附印の枠にかかる場合は、QRコード不読の要因となりますので、日附印の枠を基準のとおり修正してください。 ②MPN標準帳票・MT帳票・DT帳票は、変更する必要はありません。 ③QRコードに対応しない納付書の場合は、変更する必要はありませんが、今後QRコードを印字する可能性がある場合 は、変更いただくことを推奨します。 ④ゆうちょ銀行側のシステム影響（読み取り不可）があるため、カク公の一般帳票の日付印枠の上端の位置は変更でき ません。ご理解いただきますよう、お願ひいたします。	
14	マル公	QRコードの 印字	マル公帳票について、「QRコードの印字位置は、カク公と同様の印字位置を推奨」とのこ とが、カク公と同様の印字位置に印字できない場合は、適宜の場所にQRコードを印字してよいで すか。	カク公と同様の印字位置に印字ができる場合は、適宜の場所にQRコードを印字いたいで構いません。	
15	マル公	QRコードの 印字	マル公のQRコードの印字について、納入済通知書表面に必ず印字する必要がありますか。原符 に印字してもよいですか。	原符にQRコードを印字された場合、公金QR処理を行うことができませんので、ゆうちょ銀行・郵便局では受け付けをお断り いたします。 一般的に、原符は受け付けた金融機関の本支店として保管しており、後方でQR処理を行う金融機関にとっては、混亂 要因に繋がります。したがって、納入済通知書表面にQRコードを印字いただくようお願いします。	

No	納付書種別	項目	ご質問事項	回答	備考
16	カク公 マル公	QRコードの印字	QRコードの印字位置を明確にするために、QRコードの周りに点線等での枠を表示しても問題ないですか。（枠内に「eL-QR」の表示もを行い、QRコードの印字箇所の判断を行いやさしくしたいです）	QRコードの読み取りに支障がなく（マージンエリアが確保されており）、かつ様式作成基準を満たしているのであれば、問題ありません。	
17	マル公	納付書の構成	マル公帳票について、納付書の構成は左から「済通」、「原符」、「領収証書」とする必要があるですか。	金融機関としては、納付書の並び（左から済通、原符、領収証書等）が統一されている方がオペレーションミスが発生しにくく、結果として納税者、地方団体にご迷惑をお掛けすることも減少すると考えますので可能な限り、統一をお願いします。 なお、統一が困難である場合は、すでにお使いの帳票から並びを変更いただかなくても問題ありません。	
18	マル公	加入者名・ 口座番号の表示	マル公帳票について、「各票上部に口座番号・加入者名欄を隣接して設欄（既存納付書において欄がない場合は設欄不要）」とのことです、既存帳票に口座番号・加入者名欄がある場合は設欄が必須ですか。	既存帳票に設欄されている場合は、設欄をお願いします。 なお、QRコードを印字しない帳票で、ゆうちょ銀行・郵便局で受付を行う場合は、口座番号・加入者名の表示は必須です。	
19	マル公	公金取りまとめ店欄の表示	マル公帳票について、公金取りまとめ店欄に「ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター」と表示、とありますが、QRコードを印字しないマル公帳票にも、「ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター」と印字してよいですか。 また、郵便番号の表示は不要という理解でよいですか。	QRコードを印字しない既存のマル公帳票については、従来どおり、貯金事務センター名を記載してください。 QRコードが印刷されたマル公納付書と、印字されていないマル公納付書では、金融機関側では処理方式が大きく異なるため、納付書の基準は、QRコードの有無で明確に違いを設けているものですので、ご理解願います。 また、郵便番号の表示は不要です。	
20	マル公	納付場所の表示	マル公帳票について、「『全国の地方税統一QRコード対応金融機関』等を表示」とあります、どこに記載すればよいか。	表示場所に指定はございません。 納付書の裏面など、現状納付場所が記載されている場所に表示いただくことを想定しています。	
21	マル公	払込ID番号及び番号枠	マル公帳票について、「払込ID番号および番号枠は表示不可（カク公用表示のため）」とのことで、既存帳票に表示されている場合は印刷してもよいですか。	マル公の様式基準で不可しているのは、納付書左上部の払込IDです。 カク公様式（MPN-MT-DT-一般）は左上部の払込IDの設欄を必須としていますが、マル公帳票では一切表示を認めしておりません。 ご質問は、左中段部のMTIDに該当する箇所（OCRラインの先頭に設定する箇所）のことと推測しますが、マル公帳票で使用される場合は、従前どおり設欄いたいで問題ありません。（カク公では、「MPN-MT」帳票のみ設欄いたいでおります）	
22	マル公	納付書の刷色	マル公帳票について、「刷色は他の払込書との差別化を図るため、「赤」「青」および「黒」以外の色（一見してM P N払込書と誤認しない色）とすること」とあるが、既存帳票が赤を使用している場合、変更する必要がありますか。	マル公払込書の刷色は、カク公払込書との差別化を図るために可能な限り「赤」「青」および「黒」以外の色をご使用ください。 既存帳票からの変更が困難な場合は、既存の刷色でも構いません。	
23	マル公	「ATM読取不可」の文言	マル公帳票について、QR様式の作成基準に「ATM読取不可」の文言表示の記載がありませんが、QRコードを印字する場合は「ATM読取不可」の文言表記はせず、QRコードが印字されない場合は文言表記が必要という理解でよいですか。	ご認識のとおりです。 マル公の公金QR様式については、「ATM読取不可」の文言は不要です。 QRコードが印字されないマル公帳票は、「ATM読取不可」の文言を記載してください。	
24	カク公 マル公	住所氏名欄	現在、納付書に住所を印字していないのですが、氏名のみの記載で問題ないですか。	住所非表示の様式は、QRコードの追加後も氏名のみの表示で問題ありません。	
25	カク公 マル公	地方団体独自帳票の取扱い	ゆうちょ銀行で地方団体独自帳票（マル公でもない帳票）を取り扱うためには、「QR様式（マル公）作成基準」に準拠して承認を受ける（マル公帳票となる）必要がある、という認識でよいですか。 つまり、地方税統一QRコードが印字されても、カク公・マル公以外の納付書は取り扱ってもらえないということ。	ご認識のとおりです。 金融機関窓口での受付時のオペレーションミスにより、納税者・地方団体にご迷惑をお掛けすることを防ぐため、様式基準に則ったものとしていただきますよう、ご協力をお願いします。	
26	カク公 マル公	納付書の作成タイミング	QR様式の作成基準で承認された帳票を令和4年度中に使用した場合（QRコードは印刷しません）は、従来のカク公・マル公と同様の範囲で取り扱ってもらうという認識でよいですか。	本様式基準は、QR様式の作成基準です。 令和4年度中に使用されるものは、現在の様式基準で作成をお願いします。	
27	マル公	MPN標準帳票準拠帳票	「MPN標準帳票準拠帳票」とは、どのような帳票でしょうか。MPN標準様式に準拠するので、他のマル公様式とは基準が異なるのでしょうか。また、QRコードの位置や領収日付印の位置等についてもMPN様式に準拠する整理となるのでしょうか。	MPN準拠帳票は、MPN標準帳票の仕様から「ペイジーマーク、払込ID」を使用せず、マル公作成基準（印字項目の追加（印附印欄、公金取りまとめ店舗、保管場所、納付場所）、刷色の指定）を満たすものです。 MPN標準帳票に準拠したマル公帳票ですので、当該様式を作成される場合は、QRコードの印字位置や日付印欄の位置は可能な限り、統一いたくものと認識しております。 MPN標準帳票に準拠した帳票については、これまで総務省をはじめ、MPN推進協議会、MPN運営機構含め関係団体が推進されてきたものと認識をしております。	
28	マル公	ペイジーマークの表示	既存のマル公帳票でペイジーマークを表示している様式（ゆうちょ銀行以外の金融機関でペイジー処理を可能としている様式）がありますが、この場合でもペイジーマークは表示不可となりますか。	既存マル公様式でペイジーマークを表示している場合は、表示しても構いません。 2023年4月以降も、ゆうちょ銀行以外の金融機関でペイジー処理を可能とする場合は、MPNの標準帳票ガイドラインに従いペイジーマークを表示してください。	
29	カク公	ゆうちょ銀行のカク公処理	ゆうちょ銀行においては、カク公帳票にQRコードが印字された場合であっても、地方団体との契約に基づき從前どおりカク公処理を行う（QR処理は行わない）とのことですが、QR処理を行ってもらう方法はないのでしょうか。	カク公帳票をマル公帳票に変更いたければ、ゆうちょ銀行・郵便局において公金QR処理は可能です。 ただし、この場合、ATM等での受付やペイジー処理はできかねますのでご承知ください。 また、マル公として様式審査が必要です。	
30	マル公	ゆうちょ銀行の取扱い	マル公帳票を様式作成基準どおりに作成すれば、2023年4月から全国のゆうちょ銀行・郵便局で、公金QRの処理が可能になるとの理解でよいですか。	2023年5月から、全国のゆうちょ銀行・郵便局で、公金QR処理を開始いたします。 なお、2023年4月から公金QR処理開始までは、従来どおりの処理（収納代理金融機関の処理）を行います。	
31	マル公	ゆうちょ銀行の取扱い	マル公QR様式として納付書を作成した場合、QRコードが読み取りできない場合は、地方団体の収納代理金融機関にて（従前のマル公処理）を行ってもらうことは可能ですか。	QRコードの読み取りができない場合は、納付書記載の案件特定キー等の情報により、MPN一括伝送データの作成を行う予定です。（マル公処理は行いません）	
32	カク公 マル公	様式基準	今回提示の資料は、「地方税統一QRコード様式の作成基準」であり、既存のカク公様式・マル公様式の審査基準に変更はないという理解でよいですか。	ご認識のとおりです。 既存のマル公・カク公様式の作成基準に、変更はありません。	

No	納付書種別	項目	ご質問事項	回答	備考
33	マル公	公金取りまとめ店舗、納付場所等の印刷	<p>QR様式（マル公）作成基準について、QR様式、QR様式以外の用紙を2種類用意して使い分ける必要があり、システム印刷・プリントの特性を踏まえ、運用上対応ができない場合、次の対応は可能ですか。</p> <p>項目⑨：公金取りまとめ店舗 「QRコードを印刷している場合：ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター、QRコードを印刷していない場合：ゆうちょ銀行 大阪貯金事務センター」など用紙に刷込印刷することは可能ですか。</p> <p>項目⑩：納付場所（裏面印刷項目と想定） 「QRコードを印刷している場合は全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納付いただけます。QRコードを印刷していない場合は、近畿4府4県 のゆうちょ銀行または郵便局で納付いただけます。」といった趣旨の統一的な文言として用紙に刷込印刷することは可能ですか。 納付場所に関する統一的な文言の詳細の内容は自治体様にご意見を伺うといった調整も必要になると考えます。</p> <p>項目⑪：その他（納入済通知書下部（クリアーン）に「A T M 読取不可」等の注意文言を表示） 「QRコードが印刷されている場合はA T M 読取不可」等の注意文言として用紙に刷込印刷することは可能ですか。</p>	<p>納付書を受け付ける金融機関側の事情を鑑みれば、原則、QR様式とQR以外の様式は明確に使い分けて運用（納付書発行）をいたさないところです。また、任意税目についても可能な限りQR対応を行って頂きたいとの考え方ございます。ただし、上記運用が困難な特別な事情がある場合、マル公については、QR様式とQR以外の様式それぞれの基準を満たすように、下記のとおりQR様式とQR以外の様式の注意事項を書き分けて作成いただくことを可能とします。</p> <p>項目⑨：公金取りまとめ店舗 「QRコードを印刷している場合：ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター、QRコードを印刷していない場合：ゆうちょ銀行 * * 貯金事務センター」等のように書き分けて表示することを可とします。</p> <p>項目⑩：納付場所（裏面印刷項目と想定） 「QRコードを印刷している場合は全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納付いただけます。QRコードを印刷していない場合は、近畿4府4県 のゆうちょ銀行または郵便局で納付いただけます。」のように書き分けて表示することを可とします。</p> <p>項目⑪：その他 「A T M 読取不可」等の注意文言は表示不要とします。</p>	
34	カク公 マル公	QRコードの印字	納付書の表面や裏面に「QRコード」の文言を記載する場合は、株式会社デンソーウェーブの登録商標の記載が必要ですか。	<p>「QRコード」の文言を納付書に記載する場合は、登録商標の記載が必要となります。ただし、納付書に余白がないため登録商標の記載が困難な場合は、納付書自体への記載は不要とし、納付書に同封される文書や広報資料に記載いただることでも問題ありません。 なお、「eL-QR」などの、「QRコード」の文言が含まれない場合は、登録商標の記載は不要です。</p> <p>※上記内容については、地方税共同機構が株式会社デンソーウェーブ様に確認しています。 登録商標の文言はゆうちょ銀行の審査では確認せんので、地方団体様の責任で適切な文言を使用してください。</p>	
35	カク公	日付印欄の変更	カク公帳票について、用紙下端から20mmのエリアを確保し、日付印欄の下枠の線を表示する基準となっているが、QRコードを印刷する場合、20mmのエリア内に収まらないため、日付印の下枠の線の位置をさらに上に上げよいですか。	<p>日付印の下枠の線の高さは用紙下端から20mmの位置で固定です。（ゆうちょ銀行のシステム読み取りに影響が出るため、基準を順守してください。） QRコードは、カク公納付書右下のタテ：20mm×ヨコ：35mmのエリア内に印刷してください（地方税統一QRコード規格に係る検討会で決定）。</p> <p>（地方税におけるQRコード規格に係る検討会取りまとめ（令和3年6月）） <a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000788513.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000788513.pdf</a></p>	
36	カク公 マル公	収納可能な税目等	介護保険料、保育料等を収納する納付書に地方税統一QRコードを付し、地方税統一QRコードを使用して公金を収納することは可能ですか。	地方税のみが対象で、左記の「料」は対象外です。	
37	マル公 カク公	eLマークの表示	「QRコードありの納付書（マル公）」及び「QRコードなしの納付書（マル公）」について、共通の版下を使用する予定です。 QRコードのあり・なしによって、「eLマーク」の印刷をする・しないを切り分けることが困難であるため、QRコードのあり・なしに関わらず一律で版下にeLマークをプレ印刷することは可能ですか。 また、「eL番号の文言（実際の番号を含まない。）」は、QRコードのあり・なし、実際のeL番号（共通税機関コード・案件特定キー・確認番号・税目・料金番号）の印刷のあり・なしに関わらず一律で版下にプレ印刷することは可能ですか。	<p>eLマークは、共通納税システムの対象である納付書を示すマークとして位置付けており、QRコードのあり・なしを識別することに特化したものではありません。</p> <p>QRコードの印刷がない場合であっても、eL番号が印刷されれば地方税お支払サイトを通じて納付することが可能なため、納付書にはeLマークを印刷してください。</p> <p>また、eLマークの納付書への記載は原則必須としていますので、QRコード又はeL番号の印刷された納付書には、極力、eLマーク印刷するようご検討ください。</p> <p>ただし、既に納品済の納付書を利用する場合等でやむを得ない場合はこの限りではありません。</p> <p>なお、「QRコードのあり・なし」、「eL番号のあり・なし」にかかわらず共通の版下を使用する場合で、QRコード及びeL番号のいずれも印刷しない納付書は、納付書印刷時にeLマークの上から「*」や「=」を印刷する等の対応もご検討ください。</p> <p>一方で、「eL番号の文言（実際の番号を含まない。）」については、「QRコードのあり・なし」、「実際のeL番号（共通税機関コード・案件特定キー・確認番号・税目・料金番号）の印刷のあり・なし」にかかわらず、一律でプレ印刷したとしても納税者に誤認を生じさせる可能性が低いため、一律でプレ印刷していただいて構いません。</p>	